

宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター 年報発行要綱

制 定 平成 21 年 9 月 1 日
一部改正 平成 24 年 3 月 1 日
一部改正 平成 26 年 3 月 1 日
一部改正 令和 2 年 3 月 1 日

第 1 条 国際学部附属多文化公共圏センター内規第 1 条の規定に基づき、宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、この要綱の定めによって『多文化公共圏センター年報』を発行するものとする。

第 2 条 『多文化公共圏センター年報』は、毎年 1 回発行を原則とする。
内容は、多文化公共圏センター主催の活動記録・調査結果報告と投稿原稿から構成する。

第 3 条 掲載原稿の募集については、次のとおりとする。

一 投稿資格

- イ 国際学部専任教員（外国人教員を含む）
- ロ イに定めるものとの共著者で、運営委員会の承認を得た者
- ハ センター研究員、国際学部非常勤講師等で、運営委員会の承認を得た者
- ニ 国際学部研究科博士後期課程の大学院生、ただし、指導教員の推薦書（留学生の場合はネイティブチェックを受けたことを明記したもの）を原稿に付することを条件とする。
- ホ その他運営委員会の承認を得た者

二 原稿内容

原稿内容は原則として、多文化公共圏または多文化共生に関わるものであることとする。

三 投稿原稿

イ、ロ、ハ、ホの者は論文、研究ノートいずれかでよいが、ニの者は原則的に論文のみ受け付ける。

四 原稿枚数

投稿者 1 人について、原則として 400 字 50 枚を限度とする（外国語の場合、

400 字 50 枚に相当する字数とする）。ただし、特別の理由があり 400 字 50 枚を超えるものについては、運営委員会の決するところによる。

五 原稿の募集と受理

原稿の募集と受理は以下の日時を目安とする。

投稿論文	募集開始	10 月
	原稿提出期限	12 月 25 日
特集論文	募集開始	7 月
	原稿提出期限	1 月 10 日

第 4 条 原稿の審査と校正

- 一 運営委員会は、受理した原稿を審査し、結果を応募者に書面で知らせる。
- 二 審査体制は、研究論集に準ずるものとする。
- 三 校正は著者による校正を 2 回行う。

第 5 条 年報の電子化に関わる著作権については、多文化公共圏センターが有するものとする。

第 6 条 年報の発行について、その他の重要な事項は運営委員会で審議して、これを定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。